

法務省民商第 1 1 1 号
令和 6 年 6 月 1 8 日

法 務 局 長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公 印 省 略)

不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務及び動産・債権譲渡登記事務の取扱いについて（通達）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和 6 年法務省令第 3 2 号。以下「改正省令」という。）のうち、商業登記規則（昭和 3 9 年法務省令第 2 3 号。以下「商登規則」という。）及び動産・債権譲渡登記規則（平成 1 0 年法務省令第 3 9 号。以下「譲登規則」という。）の改正規定の一部が本月 2 4 日から施行されますが、これに伴う商業・法人登記事務及び動産・債権譲渡登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、引用する条文は、全て改正省令による改正後のものです。

記

1 本通達の趣旨

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）等の政府方針において、アナログ規制（目視、実地監査、定期検査・点検、常駐・専任、書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧、F D 等記録媒体等の各規制をいう。）として掲げられている条項について、令和 6 年 6 月までを目途にこれらの規制の見直しを行うこととされた。

そこで、改正省令においては、現在は登記官の面前でさせている商業登記法（昭和 3 8 年法律第 1 2 5 号。以下「商登法」という。）第 7 条の 2（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記簿の附属書類及び動産・債権譲渡登記令（平成 1 0 年政令第 2 9 6 号。以下「譲登令」という。）

第 18 条第 1 項に規定する登記申請書等（以下これらを併せて「登記簿の附属書類等」という。）について、登記官及び申請人がいわゆるウェブ会議サービスを利用した非対面での閲覧を可能とするための所要の整備がされた。

本通達は、改正省令の施行に伴い、登記簿の附属書類等の閲覧に関する改正（商登規則第 32 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）、譲登規則第 32 条の 2 第 1 項及び第 2 項）について、事務処理上の留意事項を明らかにしたものである。

なお、本通達は、登記簿の附属書類等の閲覧に係る利害関係の確認等に関する従前の取扱いを変更するものではない。

2 登記簿の附属書類等の閲覧に関する改正に伴う商業・法人登記事務及び動産・債権譲渡登記事務の取扱い

(1) 登記官の指定する職員

登記簿の附属書類等の閲覧は、登記官（その指定する職員を含む。以下同じ。）の面前でさせなければならないとされた（商登規則第 32 条第 1 項、譲登規則第 32 条の 2 第 1 項）。

これは、下記(2)のウェブ会議による閲覧を含めて登記簿の附属書類等の閲覧は、登記官の指定する職員の面前でさせることができることを明確化する趣旨である。

(2) ウェブ会議による閲覧

登記官は、申請人から別段の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、電子計算機を使用して登記官及び申請人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって登記簿の附属書類等の閲覧をさせることができるとされた（商登規則第 32 条第 2 項、譲登規則第 32 条の 2 第 2 項。以下この方法による閲覧を「ウェブ会議による閲覧」という。）。

申請人がウェブ会議による閲覧をするためには、登記簿の附属書類等の閲覧の請求をする（商登法第 11 条の 2、譲登令第 18 条）とともに、「別段の申出」として、ウェブ会議による閲覧を求める旨の申出が必要となる。

登記官は、閲覧の申請や申出の内容から、ウェブ会議による閲覧を実施することについて特段の支障がないと判断したときは、「申出を相当と認める」こととして、ウェブ会議による閲覧を実施する。

なお、当該申出が相当と認められない場合には、その旨を当該申出に係

る申請人に対し適宜の方法により伝えた上で、当該申請人には商登規則第 32 条第 1 項の規定による登記官の面前での閲覧を実施することとなる。

(3) 法人等の登記簿の附属書類の閲覧に関する改正について

商登規則第 32 条の規定は、いずれも改正省令による改正後の各種法人等登記規則（昭和 39 年法務省令第 46 号）第 5 条、特定目的会社登記規則（平成 10 年法務省令第 37 号）第 3 条、投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成 10 年法務省令第 47 号）第 8 条、投資法人登記規則（平成 10 年法務省令第 51 号）第 3 条、限定責任信託登記規則（平成 19 年法務省令第 46 号）第 8 条及び一般社団法人等登記規則（平成 20 年法務省令第 48 号）第 3 条において準用されているので、これらの省令に係る法人等の登記簿の附属書類の閲覧については、上記(2)と同様の取扱いをすることとなる。